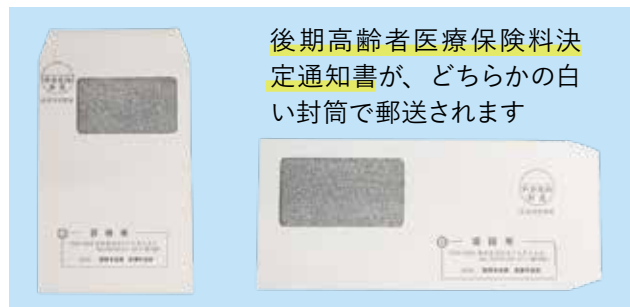


保険料額決定通知書を8月中旬に発送

令和2年度の後期高齢者医療保険料額が決定しました。白い封筒で通知書を発送しますので、届いたら確認してください。



●決定額について

保険料は被保険者が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて決まる「所得割額」の合計となり、個人単位で計算されます。本年度の均等割額は43,600円、所得割率は8.60%で、1人当たりの上限額は64万円です。(所得の少ない人は軽減) 決定した本年度の保険料から、前年度の保険料を基に仮徴収で納めた額を差し引いた残りが納税額です。(右表参照)

●均等割額の軽減割合が変更

前年度の所得が一定の基準以下の場合、均等割額が7.75割軽減になります。(前年度は8.5割軽減) 前年度の所得が一定の基準以下で、かつ被保険者全員の年金収入が80万円以下の場合、7割軽減になります。(前年度は8割軽減)

75歳になる前日に、ご家族の社会保険などで被扶養者だった人の均等割額が、制度加入月から2年間5割軽減されます。

※所得の一定基準は33万円

仮徴収と本徴収

徴収方法	普通徴収		特別徴収	
期日	仮徴収	本徴収	仮徴収	本徴収
1期(4月)	前年度の年額を6で割った額	(決定年額－仮徴収額)を4で割った額	前年度の第6期(2月)と同額	(決定した年額－仮徴収額)を3で割った額
2期(6月)				
3期(8月)	本徴収			
4期(10月)				
5期(12月)				
6期(2月)				

●納期限までに忘れず納付を

納付には年金から天引きされる「特別徴収」と納付書や口座振替で納める「普通徴収」があります。納付書で納める人は、納期限までに納付してください。第3期は8月31日(月)までです。

.....

納付方法の変更について

特別徴収の人は、口座振替へ変更できます。金融機関へ口座振替申請と、市役所へ特別徴収の中止申請をしてください。

納付書または口座振替をしている普通徴収の人は、次の①～③の全てに該当する場合は、自動的に特別徴収に切り替わります。

- ①介護保険料が年金から天引きされている
- ②介護保険料が天引きされている年金の受給額が、年額18万円以上
- ③介護保険料額と後期高齢者医療保険料額の合計が、②の年金額の2分の1以下

※特別徴収を希望しない人は、口座振替申請と特別徴収の中止申請をしてください

申請に必要なもの

口座振替申請 希望する金融機関で手続き

- ・通帳
- ・通帳の届け出印

特別徴収中止申請 市役所で手続き

- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・印鑑

・口座振替申請書の本人控

※口座振替に変更した場合、社会保険料控除は口座振替で支払った人に適用されます

問合せ 国保年金課医療年金係 ☎ 3 1 3 6